

八尾春雄議員が3月9日一般質問を行いました。町会議員で第一号のコロナ陽性となり、しばらく戦線離脱したが、元気で復帰しています。復帰して初の一般質問の様子をお伝えします。

○議長（吉村裕之君） 次に、八尾議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 14番の八尾春雄でございます。配られております一般質問通告書A4、2枚にまとめておったんですが、きちきちになりまして、議会事務局が気をきかせて4枚に広げて読みやすくなっております。ありがとうございます。

それでは、質問に入ってまいります。

ホームページにも明らかになりましたが、議員で第1号のコロナになりました。そのときの経験を生かして質問をしますので、かなり実態を踏まえた質問をしたいと思います。

定期的なPCR検査の実施と3回目ワクチン接種を急ぐことについて。

個人的な経験を紹介すると、1月27日朝からせきが出始め、翌日には妻がせきをし出し、これはいかんというのでかかりつけの病院に電話したところ、1月31日月曜日に駐車場で診察することとなりPCR検査を受けることができました。当初その日のうちに結果判明と聞いていたが、混んでいるので3日目の2月2日に二人とも陽性とのことでした。少なくない方からお見舞い電話や食料支援や買物サポートなどしていただき感謝しています。診察時にせき止めの薬を処方され、5日目あたりから快方に向かい、保健所から3回の電話で状況を掌握していただきました。

①症状がなくても必要があれば、定期的に無償でPCR検査が受けられるようにしてほしい。復帰の際にPCR検査陰性を確認していないが構わないのか。

②社会福祉協議会が取り組んでいる食料支援パックはありがたかった。他の自治体でもいろいろな取組があるが、買物や薬受け取りの代行など多いようだ。必要な世帯に確実に届けてほしい。

③3回目のワクチン接種の到達点と課題を明らかにしてほしい。

大きな2番目でございます。**検討委員会の答申がなされたが、これを受けて町長は中央公民館の建替えについてはどのように結論づけるつもりなのか。**

根本的な議論を前提とすべきだとして、公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会を設置して議論を重ね、今般、答申が示されているが、この答申では、率直に言って要領を得ない中身になっている。説得力があるとは思えない。

①昨年12月議会で町長は「私は公民館を建て替えると言ったことはない」と明言したが、これは検討委員会が結論をまとめる前に「建て替えるのが適当であるなどという結論を出すな」と言っているようなものだ。逆に言えば、町長は「公民館を建て替えるつもりはない」とも言っていないわけだから、この際町長としての方針を明確に示されてはどうか。

②受益者負担の原則を持ち出しているが、施設を利用する者が経費の一部を負担せよというのでは、サービス条件が悪化するわけだから、南学氏の唱える「縮充」には該当しない。住民は、公民館本来の使い方をしようとしているのに、そうした使用をしにくくする手法は取るべきでないと思うがどうか。

大きな3番目でございます。**自治体のデジタル化は何をもたらすのか、慎重な検討が必要だ。**

昨年9月からデジタル庁が業務を開始したが、全国の自治体に対して次のようなことを迫ってきている。

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化。
- ②マイナンバーカードの普及促進。
- ③自治体の行政手続のオンライン化。
- ④自治体のAI（人工知能）の利用促進。
- ⑤テレワークの推進。
- ⑥セキュリティ対策の徹底。

このうち①自治体の情報システムの標準化・共通化についていえば、自治体が保管する住民基本台帳や固定資産税などの基幹的な17業務を処理するシステムの標準仕様を国が定めたものに適合させなければならない。自治体の独自仕様は例外としている。

①なぜこのような時間と金をかけてデジタル化を進めようとしているのか、町長の認識はどうか。

②当時の平井デジタル担当大臣は「国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして整備公表し、多様な主体が参照できるように整備していく」と述べて、デジタル化の狙いが特定の企業のもうけのために自治体を持つ個人情報を利用することをあけすけに語っている。幾ら匿名の加工がしてあっても他の情報と組み合わせれば選別できる。個人が特定できないという説明は成り立たないのではないかと心配をして事に当たる慎重さが必要ではないのか。

③国が作成したシステム標準仕様に広陵町独自の施策は反映できるか。基幹的な17業務、住民基本台帳以下、そこに書いてございます。

大きな4番目でございます。箬尾準工業地区に土地取得を希望する企業名が明らかになった。

よそから新たな企業を誘致するというより、多くは町内の既存中堅企業が希望しておられる状況である。

①明らかにされた企業名を確認すると、これまで町内で企業活動してきたのは、1)三笠産業株式会社、2)広陵化学工業株式会社、3)近畿アルミニウム株式会社、4)大原製作所、5)株式会社井上源太郎、6)匡城紙工の氏名が見える。これらの企業に土地所有者を巻き込んで民間の土地区画整理組合主体の開発にできたのではないかと。町が主体となって多数の職員を配置し、土地開発公社の仕事であっても、広陵町に人件費を付け替える手法で赤字を出さない約束を守ろうとしているのか。一般会計と水道会計から12億円融資するやり方も行き過ぎではないか。

②経費の回収見込みに変更があれば紹介してほしい。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉村裕之君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目の定期的なPCR検査の実施と3回目ワクチン接種を急ぐということについての御質問でございます。

一つ目のPCR検査についての御質問にお答えいたします。

PCR検査につきましては、発熱やせきなどの症状がある方の疾病診断のために実施されるものでございますので、発熱外来等医療機関及び保健所で実施されているところでございます。また、感染者の濃厚接触者につきましても同様とされています。症状がない場合や感染等の可能性の少ない方の検査につきましては、偽陽性・偽陰性の可能性があること及び検査結果は検査時点での感染状況に関するものでございますので、陰性であっても感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性がございますことからあまり効果的なものとは言えません。しかしながら、社会経済活動の継続のため検査を求められる方もおられますが、町として検査体制を整えることは、継続的な検査試薬の入手や陽性者への対応も含めた検査に関わる医療従事者の確保などが困難な状況でございます。

このことから町内薬局には、県が実施されている検査実施事業所に登録をしていただくようお願いをしているところではございますが、検査試薬の入手が困難であることなどから実施には至っておりません。今後も引き続きお願いしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症と診断された後の復帰につきましては、発熱等の症状が出てから7日から10日程度たちますと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査で検出された場合でも、感染力は極めて低いことが分かってまいりましたことから、厚生労働省において、療養解除の判断基準が示されております。このことから医療保健関係者による健康状態の確認を経て解除が行われるものであります。なお、療養解除後に職場等で勤務を開始するに当たりましては、職場等に証明、もしくはPCR検査等、または抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要はないとされております。

二つ目の生活支援パックについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス自宅療養者や自宅待機者、濃厚接触者などに対する生活支援として、食料品等と感染予防に必要な物品をパッケージにしたサポートパックを希望者の方に配付しております。また、要望がございましたら日用品や食料品などの買物や処方箋医薬品の受け取り代行をいたします。これらの支援につきましては、陽性者には、県から届く療養に関する郵便物、医師会を通じてのチラシ、町のホームページ等で情報を得て、申請していただくこととしております。2月28日時点で、サポートパックは109世帯、食料品の買物代行2件、医薬品の受け取り5件の利用がございます。

県は生活支援を必要とする場合、本人の同意を得た上で感染者情報を市町村に提供することとされましたので、今後、その情報も活用しながら生活支援を続けてまいります。

三つ目の3回目ワクチン接種の到達点と課題についての御質問にお答えいたします。

高齢者施設接種につきましては、通所事業所での接種を含め1月から開始し、既に終了しております。集団接種は、2月12日から5月8日までさわやかホール、2月中旬から4月末まで町内2か所の医療機関で実施しております。個別接種は、4月からの開始に向け、町内医療機関の協力を得ながら準備を進めております。合計で2回接種者約2万3,000人の接種枠を設け、5月までに3回目接種を終えていただけるよう計画しており、大きな課題はございませんが、今後、接種率をどのように上げていくかという検討は必要であると考えております。

現在、集団接種を行っている対象者は、ほとんどの方が2回目接種から8か月までの方でございます。予約状況を確認しながら、ワクチンを効率よく活用し、2回目接種からできるだけ早期に効率よく接種していただけるよう、調整を図りながら進めてまいります。

2番目の町長は、公民館の建替えについて、どう結論づけるつもりかというお尋ねでございます。

まず一つ目の私が12月議会で申し上げました「私は公民館を建て替えると言ったことはない」ということに関する認識についての御質問でございますが、かねてより中央公民館の建替えにつきましては、私の任期中にめどをつけたいと考えており、検討委員会の事務局には、本町にふさわしい生涯学習の在り方、公民館の姿を目指すべきであるとの考えを伝えております。このたび答申として、広陵町が目指すべき公民館の在り方及び建替えに関する検討結果についてまとめていただきました。参画いただきました委員の皆さんには、大変な御苦勞をおかけいたしました。改めて感謝申し上げます。

この内容には、公民館の複合化・多機能化はもとより、ユニバーサルデザイン化や各部屋の設備の内容、またホールの形態につきましても議論いただき、施設の概要をお示しいただきました。これらにつきましては、タイトルにもございますように、本町が目指すべき公民館の在り方だけでなく、建替えに関する検討も行っているところであります。答申の内容をしっかりと受け止め、長期的視野を持った分析を行い、多くの町民の皆様の御意見も踏まえて協議し、政策判断を行いたいと考えております。

この際に方針を明確にしてはどうかとのことでございますが、このことに関しましては、私の任期中に結論を出したいと考えております。

二つ目の受益者負担の原則についての解釈でございます。

公共施設の全てに言えることではございますが、利用者に一定額を負担いただくことで、公平性の担保につながると考えております。答申にもございますように、町民の皆様に参画いただき、具体的に決めてまいりたいと存じます。

3番目の自治体のデジタル化、慎重な検討が必要ということについて御質問でございます。

一つ目のデジタル化推進の認識についての御質問にお答えいたします。

政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されたところでございます。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされております。そのような観点から、本町におきましても社会課題の解決や新たな価値の創造等の観点からデジタル化の推進は必要であると考えております。

また、奈良県基幹システム共同利用検討会におきましても、システムの標準化を含むデジタル化の推進を図る作業が進んでおります。今や自治体におけるデジタル化は必要不可欠なものとして認識されております。

二つ目の他の情報との組み合わせで個人が特定されることから個人情報情報は慎重にすべきとの御質問にお答えいたします。

匿名の加工であっても個人が特定されるのではないかと御心配でございますが、個人情報保護法第2条第1項第2号に、個人情報には「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とあり、明確に他の情報との組み合わせにより個人が特定される場合は、個人情報として扱うことになっております。基準といたしましては、通常の業務の中の一般的な方法で個人を特定できるかどうかで判断されることとなります。個人情報の取扱いには「活用」と「保護」の両面があり、それらを両立させることが大切であり、法律をきちんと理解し、適切な運用を図ることにより住民生活の利便性向上に役立てることが重要であると考えております。

三つ目の国が作成するシステムの標準仕様で本町独自の施策は反映できるかとの御質問にお答えいたします。

自治体情報システムにおける17業務は、標準仕様に基づいた新システムへの移行が検討されております。17の業務に関しましては原則2025年度末までの実施が目標として掲げられており、各自治体には標準システムの導入が義務づけられております。この自治体の標準システム導入で、各自治体がばらばらに業務システムを整備してきた状態が是正されると期待されております。

また、令和3年6月18日に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画におきまして、標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務に、「戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討する」とされており、今後、地方公共団体の意見を聞きながら、さらに拡大されることも予測されます。

この動きに合わせて、各システムの提供ベンダーや機器メーカーとも独自システムとの整合性を図るべく対応作業を進めているとの情報を得ております。本町では、国の動向を注視しつつ、また、現在進めているシステムの共同利用を行っている自治体との連携も図りながら、住民サービス向上の観点から慎重に業務のデジタル化を進めてまいりたいと存じます。

4番目の箆尾準工業地区を希望する企業名が明らかになったことについての御質問でございます。

箆尾準工業地域工場用地造成事業は、進出を希望する町内の中堅企業と、地権者を巻き込んだ土地区画整理組合により開発できたのではないかと御質問でございます。

当事業を行う区域は、準工業地域ということで、工場だけでなく住宅も立地できる建築用途の制約が少ない地域であり、道路や上下水道のインフラが未整備であるものの外周道路や狭隘な地区内の町道沿いで、スプロール

化がゆっくりではありますが進展しております。

このような状況で、未利用の土地だけを活用して住宅地の開発などを行うのであれば、民間開発も可能と考えられますが、大区画の良好な工場用地を造成するには、こま切りに土地利用が進められた土地も含めた市街地再開発のような面的な整備が必要となります。住宅や倉庫・工作物など大小含めて24件の移転補償には、多大な労力と費用が必要となり、民間事業としての事業収支は厳しいものとなります。このため、町の事業として職員が用地買収や移転補償の交渉を進め、道路などインフラ整備に国の補助事業を導入するなどにより、収支均衡を図るとともに、企業の誘致や選定も進めさせていただいております。

民間の土地区画整理組合が行う事業は、施工前の土地が丘陵地などの未利用地で、造成後の宅地が大きく地価上昇することで、減歩により生み出した保留地の売却により事業費が捻出できるというような相当の開発利益が必要になりますので、当地区の工場用地の造成事業を民間の土地区画組合事業として施行することは難しいと考えられます。

次に、経費の回収見込みに関しましては、当事業は、現在、昨年8月26日の全員協議会で説明させていただいた事業計画により進めております。事業収支につきましては、この計画書の11ページに記載しており、事業執行に必要な経費としまして37億500万円を考えております。収入は、進出企業からの分譲収入36億4,500万円と町からの受託事務費6,000万円によって賄い、収支均衡を図る予定としており、現時点での変更は考えておりません。

なお、経費の主な項目につきましては、用地買収費19億9,000万円、建物補償費8億6,500万円を予定しておりますが、おおむねこの範囲内で執行できる見込みでございます。

また、これ以外の大きな経費が必要となる項目は造成工事費でございますが、6億1,200万円を予定しております。

現在作成しております詳細設計が出来上がりますと、さらに詳細な経費が判明するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉村裕之君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

陽性になった件は、一面恥ずかしい面もございます。 公人だからというので、あらかじめ私の了解を得て町のホームページで名前が出ました。御近所で気がついてる人はほとんどおられなかったです。家のほうで静かにしていましたけれども、それで一番やっぱり困りましたのが女房も陽性になったということですが、滋賀から帰省していた次男も物の見事に陽性になりまして、犯人は私でございます。その10日前からいつどこで誰に会って何を買物して、どんな生活をしたのか全部紙に書き出したんですが、あの人だなと思いついた節がないという、こういうことなんですね。だから気をつける以外に道がないということになりますから、だから最低限のことをしっかりやる以外にないんだらうと思います。

PCR検査を受けた病院からはちゃんとマニュアルが届きましたし、それから奈良県の保健所からは、新型コロナウイルス感染症で自宅療養される皆様へというパンフレットが届きました。この中には、毎日体温をはかって記録しなさいと、こういうことがあります。それから状況ですね、症状がどんな症状なのかちゃんと書いてくださいということで、一通り書いてあるわけです。電話でやりとりするということがかかなり難しいことだったので、女房と二人話をして保健所から電話があるそうだけれども、これはほかの人にはお勧めはしませんけれども、我が家ではかかってきた電話に的確にスピーディーに答えるということを目指して3回電話がありましたけれども、そんなに長く引っ張りませんでさばきと返事ができたと思います。3回目の電話のときには、ほぼせき止めで症状が治まっていたから、いいでしょうと、せきはどうですかと、止まりましたと。熱はどうですかと、最初からありません。体の痛いところはありますかと、ありませんと。そうですか、じゃあ、明日から1日予備を取ってその次の日ぐらいからどうでしょうかというようなことになったわけです。食料品のことも書

きましたけれども、日頃のやっぱりつき合いといいますか、八尾のところが何か陽性になったからえらいこっちゃというて食料品の差し入れがありましたね、野菜とかね、お友達から。これはうれしかったですね。社会福祉協議会は、奥西事務局長が、えっ、八尾議員が陽性になったんですか、今から走りますと。ただし会いませんよと、黙って置いていきますから、後で電話かけますからよろしくって。それで私が陽性になったことを他のまちの実は町会議員さんですけれども、一家そろって陽性になった家がありまして、広陵町ってそんないいことやっているのと。うちのまちでもやってもらわなあかんわって言うてたものですから、サンプルで1回使ってみたらどうって、社会福祉協議会から一箱買って、3,000円払ってくださいって、奥西さん、ちゃっかりしてるわな、ちゃんと町民でないから金払えって、こんなことで、それで届けましたら喜んでいただきまして、そのまちでも事情が事情ですから、できることとできないことがあるんでしょうけれども、県内でこういう支援活動をやっているのはそんなに多くないんですね、確かね。社会福祉協議会は真面目にやっているなということで。そういう意味でも病気になったのはよくなかったですけれども、よかったと思います。

それで、気持ちとしても、今も水持ってますけれども、後遺症がありまして、喉が渇くとやっぱりせきが出るんです。ちょっと水でぬらしてお願いせんといかんということがあるんですが、今こんな話し具合ですからいつもの調子で同じだと思えますけれども、本当に治ったのかどうか分からんわけですよ。コロナが影響力がかなり下がるよということを答弁書に書いていただいていますけれども、いまだに陰性だということを私確認してませんから、もしかしたら陽性で御近所の方にまき散らす可能性もあるので大変なんですけどね。そういう心配をしております。

それから気持ちとして通常の生活に戻りたいわけですよ、本人はね。だから軽く言うわけですよ、熱はあるかと言ったら、ないと。せきは止まったかと言ったら、止まったと。止まったから止まったと言うたんですが、今言うたようにちょっと後遺症はあるという、こういうことだから、世の中検査の件数多くてなかなかできないというふうなことなんですけれども、やっぱりこれは例えば役場の職員さんね、週1回、症状がなくても検査をすると、住民の皆さんと接触を持つわけだから、そういうことも本当はやらなきゃいけないんじゃないか。学校の先生はどうかと。それから介護保険の施設だとか、福祉施設などで人と人の接触ということを仕事をされている方については、定期的にやっぱり検査をやって陰性だということを確認をするという仕組みが、たまたま今は破綻してますから、こんなことになってますけどね、本来要るんじゃないかと僕は思うんですけれども、その点の認識はどうでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） 議員おっしゃっていただいている部分は、そのとおりかなというふうに思います。町の職員につきましては、町のほうで幾らかの検査薬を調達をさせていただきまして、検査をしているという状況でございます。保育園であったりとか、こども園とかで出まして、子供たちの検査というのも今ままならないような状況でございます。先生方もその担当している先生方は検査の対象になったりはするんですが、それ以外の先生については対象にならなかったりとか、いろんな方と触れ合っていたりもしますので、それは検査をさせていただいております。試薬について、なかなか入手できないところがございますので、職員のほうにつきましてもある一定のルールを決めて検査をさせていただいております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 気持ちは持ってますよということを聞いただけでもちょっとよかったと思いますが、医療の体制がそんなことになっているからやっぱり医者を、病院を廃止するだとか、国のほうでそんなふうになってますけど、ちゃんとこんなんやったら耐えられませんがなとちゃんと物を言うてもらわんとはいけませんわね、その点お願いしておきたいと思います。

それからワクチンですけど、私、3月1日にさわやかホールで打ちました。予定どおり行ったんですよ。ほんなら空いている椅子に座ってちょっと待っておくんなはれと言われたので、探したら玄関から入りましてね、左に行った一番奥の部屋ね、分かりますね。あそこまで行ったんです、そこしか空いてなかったからね。そこは密

でしてね、あそこ窓が開かないんですよ。空気がどんよりしているわけ。高齢者の対象のワクチンだからみんなしゃべりましてね、あんた元気にしてた、何言うてるのよとかいって、お父さんのことどうしてるのよとかいって、でかい声でわめき散らしてね、ちょっと黙れと言おうかと思ったんやけど、それは言いませんでした、僕は。黙って、すみませんけど、密なものでちょっと外に出たいんですけど、構いませんかと、案内する人をお願いしたら、いや、いいですよ、すみませんねと。外に出ましたけど、あれまた逆に広がる危険もあるから、会場の状況については、皆、久々なんですよ。こんなときしか会わない人も多い。ようしゃべるわけ。しゃべるのは元気でいいんですけどね、しゃべってもらったら具合が悪いときもあるわけだから、ちょっとその辺りは改善してほしいなというふうに思いますが、施設的にはちょっとキャパオーバーだったんじゃないかと思えますけれども、そんな認識ありますか。

○議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） おっしゃっていただいている日というのが一番ちょうどファイザーが始まった日でございますので、一番多く来場されていたというところでございます。本当にそういう状態に陥っていたことは認識をさせていただいております。ふだんであれば、あそこまであの部屋まで入るということはできるだけ避けさせていただいて、1階であまり待たないようにさせていただいて、4階にスムーズに上げていくというふうに配慮はしているんですが、3月1日というのは一番混んでいた日であったというふうには認識させていただいております。しっかりと配慮をしていきたいというふうに思っています。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 現場へ行くと、いろんなことが予想外のことが起きますからてきぱきとやっぱり対応しなきゃいけないと思えますね。案内をしている男性が大きな声で分かりやすく指示しておられましたから、非常に好感を持って、皆さん、そういう意味では協力的だったと思えます。町が精いっぱいやっているのにやむを得ない面もありますけれどもやっぱり医療の体制を強化して、検査が受けられる、あるいはワクチンもちゃんとできるというふうな体制を整えられるように努めていただくのが大事なことかなと思えますので引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

次に行きたいと思えます。

公民館のことなんですけれども、これ2月22日に、議会の全員協議会で尾崎課長が説明をいただいた資料でございます。よく分からなかったのは、これは答申を出した検討委員会の資料なのか、それとも答申を受け取った町長が少なくとも議員には、こういう答申を受け取ったんだから、説明をしとかないかなということを出した書類なのかと、たまたま教育長に会う機会がありましたからお尋ねしましたら、後のほうだということでした。町にこういうのが届きましたということでございます。その中身を見たんですね、答申の原文に当たりますと、ということが書いてあるかといいますと、今後の進め方及び時期についてというのがあるんですよ、答申のね。肝のところですよ。この答申をした後、町長においては、どう進めるのかの判断がなされることになりませんが、建替えに向けて進むとした場合には、具体的な公民館再整備事業について検討し、方策を提案する適切な機関の設置が必要になると考えられますと、こういうことを答申をされたわけです。だから町長も議論しましたから、建替えについて決断をしてくださいと、いつまでにするんですかと、速やかにお願いしますよという答申だったかなと思って読んだら、中身はこういうことです。するような場合にはと書いてあるんです。仮定的に書いてあるんですね。これはだから町長縛ってませんし、また答申が出た内容を町長がそのまましなければならぬという筋合いの問題でもないですね。審議会が答申したことをね。ということだから、今言われたように、先ほど答弁があったように、これは任期中にめどをつけるというふうに言ってるわけだから、今はいろいろ議論はしたけれども、建替えをしますよという方針は持っていないということになるんじゃないですか、そうすると。その点どうでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 答弁でお答えしたように、今時点でどのような形のことを具体的にお示しすることは

きないという意味ですので、これから答申については、建て替えた場合にこういう設備が必要ですよということも明らかに書いていただいておりますし、生涯学習、文化芸術の振興については、大切なことであるということも誰もが認識するところがございますので、具体的な施設、設備、また立地、どこにするのか、全てを含めて検討した上で私の任期中にしっかりとの方針をつくるということでございます。現在の中央公民館が老朽化していることは間違いないので、これをどうするか。これを決めていかなければなりませんので、専門のやはり知見を有する方も含めてこの建替えに向けた検討を具体的に進めていくということで、財源の問題ももちろんございますが、それも含めて協議をする機関を今後この答申を受けて設置していきたいというふうに思います。具体的には何らかの施設整備は進めていかなければならないというふうに思いますので、形がまだ見えていないというふうに認識していただければと思います。今の中央公民館を全てリニューアルをして、基礎をそのまま活用するという建築手法もございますので、そういったことで実現できるのかどうか。コスト的にどうなのか。またクリーンセンター跡地活用の問題もございますので、そういったあたりを整理しながら答えを出していきたいというふうに思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 肯定的なコメントでございまして否定的ではなかったもので、それはきちんと受け止めたいと思います。

実は、前回の議会から今日の議会までの間に、せんだって3月6日に春風にのせてチャリティー文化のつどいというのがありまして、手と手をつなぎ中央公民館建替えへと、こういう機会がございました。関係者が自主的に実行委員会をつくって、それでかぐや姫ホールを中心に活動をされたということだと思います。中身の紹介は特にしませんけれども、子供たちからそれこそプロの演奏家、シンガーですね、歌い手の方まで含めて、広陵町というのはやっぱり優秀な人というのかな、立派な人が多いんですね。私も認識を新たにいたしました。こういう方々がやっぱり育つ、そういう土壌をどういうふうに町が準備するのか、つくるのかと。子供にしてみれば小学校何年生のときにステージで踊ったよということがまた一つのきっかけになって、また広陵町になじみを親近感を持ちながらここに住んでいただくということもあるわけだろうし、それから一定の高齢の方もあそこで練習をして声を出すというのがなかなかの運動になると。実はうちの女房もコースで出ておりまして、リハーサルが3回あったんですけどね、疲れたと言ってましたわ。その日は、もう早く、あなた今日はもう寝るわって大分疲れたようでございます。だから日頃使っている筋肉ではないところを使ったんでしょうね。だから運動になったという、そういう側面もあるだろうなと、こういうふうに思います。そういう意味で、やっぱりそこら辺りの参加者の気持ち、それからそれらの人たちの支えになっている人たちが一体広陵町にこの問題でどんなことを望んでいるのか、何を期待しているのかということをやっぱり受け止めて、それがどうしたらできるだろうかという視点で考えないと、前に進むわけにはいかないし、それから説得力もないというふうになってしまうのではないかなというふうに私は思うんですけども、その認識で間違いはないですか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 先日、私もその催しに最初から最後まで参加をさせていただいて、見せていただきまして、本当に素晴らしい内容であったというふうに思います。ただ、公民館の活動そのものの最初のオープニングのダンスについては、子供さんがたくさん出ておられたので、そのダンスがされるときは、保護者の方がたくさん前に座っておられて、子供たちの出演が終わると一斉に帰られるという光景にも出会いました。この公民館を建て替えるということについてやはり1万人署名はあるとはいうものの、本当に若者から高齢者まで、また子供から高齢者までその声が十分反映されているかどうかということやはり検証しなければならないというふうに思います。先日のホールでの発表会等については本当に素晴らしいものだというふうに思います。公民館での学習というのは、そういった派手さがあるものだけでなしに、いろんな学びの機会の場所でございますので、そこらも含めてしっかりと考えていかなければならないと思います。生涯学習、基本計画、これは広陵町にとって初めての計画でもございます。今まで町が主体的に生涯学習を進めようという意図が十分でなかったという反

省の下にこの計画を答申をしていただいたわけですので、建物を建てて、それでどうぞ使ってくださいで終わりでないようにしっかりしていく必要があるというふうに思っております。詳細分析もこれから行政としてしていく必要があると思います。その分析によって、施設の形態、内容が決まってくるというふうに思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ということであれば、この答申を全面的に受け止めて、これから町の行政を進めていくと、こういうふうに理解していいですね。町長うなずいておられますので、それで結構でございます。

3番目に行きます。

デジタル化であります。個人情報のことについて、個人が特定されるようなやつは個人情報になるんですよというふうに書いてあるんですが、私の手元にこんなのがあります。広陵町個人情報保護条例運用の手引き（平成17年3月）、私が議員になる前につくられて配られた資料なんです。この中にこういう規定があります。第8条のところに、実施機関は外部提供をする場合において、必要があると認めるときは提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的もしくは使用方法の制限、その他の必要な制限を付し、またはその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならないと、こんな規定があります。このところを具体的に外部提供のところを見ますと、外部提供の実施機関というのはどういうものかというのはずらずらと書いてありまして、地方独立行政法人やら、他の地方公共団体やらの次に、民間の法人、その他の団体及び情報が記載されている。本人以外の個人に提供する場合を言う。だから民間に個人情報を提供する場合もあるんだけど、そのときにはちゃんと制限を設けなさいということをおが個人情報保護条例は、広陵町は決めているわけです。私が一番心配するのは国のほうでその条例をこういうふうにしなさいねというので決めてくるんですね、リセットしてくれというんです。だからそのときに個々の自治体で決めているような情報の管理の方法なんかがどうなるんだろうと、こういう心配が当然出てくるわけです。それで一気に教育委員会に振りますけれども、すみません。この4月から第3子の子供たちの給食費を事実上応援をして、無償する手続きが始まりますね。これを考える場合に、どなたのどの家の誰の分やということ特定しないと積算できませんわな。ということになれば、小学校1年生からこの4月1日の時点ですよ、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の在籍をする、生年月日で計算をしまして、どこにどういう方がおられるのか全部リストアップして、そのうちで同一世帯のうちの第3番目に該当するのはこの子やなということ特定をしてという手続きが当然要るわけです。それを計算しないと仕事にならんわけですけど。こういうのはだから国のほうの仕組みではないんですよ。広陵町独自の仕組みになるんですね。今どんなふうによろうと思っているんですか。

○議長（吉村裕之君） 池端教育委員会事務局長！

○教育委員会事務局長（池端徳隆君） 前回のときに、一応概要については御説明は差し上げましたけれども、やはり住民基本台帳というくくりが原則、基本になってくると思います。様々な御家庭はありますけれども、まず住民基本台帳のくくりで考えるといいますか、判定をすると。ただ、このやり方につきましては、全てこちらのほうから対象を抽出してというやり方もありますし、基本、御案内は差し上げますけれども、いろんな国の給付金でも要らんよというお方もおられますので、手上げ方式というふうなところになるかと思えます。その辺のところにつきましては、先ほど町長の答弁にありましたように個人情報の保護と活用と、国のそういう施策といいますか、方針といいますか、ちょっと答弁の筋はかみ合わんようになるかも分かりませんが、そのような取扱いになれば、それに沿った形で個人情報の保護というのも留意しながらやらなければならないと。国のそういう方針であるとか、所定の手続きを経て成立したそういう法案とかのものであれば、その施行については、基礎自治体の裁量というのは物すごく限られてくると思います。そのような中で対応をしていくというところでございます。新しいいわゆる第3子の給食費相当額のものを取り上げていただきましたけれども、適切に実施をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 事務局長もかなり自治体でやれることは限定されてくるんだということはお認めになりましたから、だから自治体によって、住民の要望も異なれば、その自治体の置かれている環境も異なれば意識も違うから制度が異なれば、基本的なところは一緒でも、実際にはそういうのを付け足したりしている場合があるんですね。思い出しましたが、熱海市は無料の霊柩車を実施して、熱海といたら旅館が多いでしょう。旅館に住まいされている一人住まいの女の人というのはいろいろ歴史的な経緯を踏まえて、うーん言うていろいろ考えてそこに落ち着いたという方があるので、最後はやっぱり市が段取りした霊柩車でお葬式をするということが地域の習わしになっているようなところがあるんですって。広陵町はそんなこと言ったって始まりませんよ。その地域にはその地域の独特の習慣というものがあるんだということを言いたいがために一つ紹介したんですけども。だからそういう自由がきかなくなるんですって。その地域で合意されていることがきかなくなるようなことがありますから、だからせっかく個人情報保護条例で我がまちが国の指導もあったでしょうけれども、ちゃんと自分たちで考えて決めているんだけど、これが取扱いが非常に地方自治体の自治という観点を阻害するような決め方をされると困るんですけども、これは国のほうから現時点でどこまでの話になっているんでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 中村まちづくり政策監！

○まちづくり政策監（中村賢一君） 国の今検討されているのは17の業務の標準化、その標準化もかなり議論されて、まだ研究されている最中です。基本的にはかなり自治体によって対応がばらばら、それから過去の歴史、独自の施策、これがあります。この辺の整合性をどう国が取るかというのを大分苦労されていて、かなり専門的な研究でいろんな形で資料等も出てきてます。これ17業務全てについて検討されていて、これはどういうところに問題があって、どういうところを標準化しようと。国は最低限の部分を標準化しようという構想で今考えているところでございますので、逆にこの17の業務のプラスアルファで独自にやる部分、これについてはできなくなるということではなくて、自治体の実施ができるということを可能になるような形の工夫も検討されているようでございますので、これはもう少しその辺の検討の推移を見ないと、ちょっと見えてこない部分があると考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 政策監が言われたことは私もそのように認識をしております、恐らく政策監困っているんじゃないかと。広陵町でどないしたらいいのやろうと、早く出してよというようなことだろうと思いますが、困ることは困ると言ってちゃんと自治体からも言わなきゃいけない。

それからもう一つ心配しているのは、全国統一のデジタル化になりますから、窓口業務をカットしろという動きがあるんですね。AIを使って職員を要らないと。スマホとパソコンとそんなんでここに問合せしたらこんな人が返ってくるよというようにして、人員を減らさないとこういう流れになっているわけです。だから役場職員の方々からすると人間でしかできないような心温まる仕事をやっぱりもうちょっと位置づけてやらないと、自分の職場が失われると、こういうことにもなりかねないわけです。ある自治体で、実験をやったそうです。国民健康保険料と市民税と水道料金の三つを滞納して困っている人がいたんです、その実験のシーンに。それでどうしたらいいのかということで通常だったら、ここだったら税務課になりますな、納税の関係だからね。行って、納税相談をするわけですよ。いろいろやりとりして分割することもあれば、売掛金がこげついたからといってそれはしゃあないですねと、もうチャラにしましょうとか、いろいろやり方はあるんですが、AIに答えさせたいんですって。そうしたらAIは何と答えたといたら、督促状が行きますよと、一つ言ったそうです。二つ目は、納付する金額のほかに延滞金が発生しますよということをAIはその二つの答えを出したそうです。全然温かくないんですね。だから、それこそすぐに生活保護とまではいきませんが、窮状をどうやって乗り切るのかということについては、生身の人間でないと、こういうところは相談業務だから。できないでしょう。そういうことを機械にうといからといって、高齢者をばかにするような風潮もないわけじゃないけれども、機械で操作しないと物事は前に進んでいかないというような世の中というのはやっぱり困るわけですし、生身の人間がやっぱ

り温かさを求めて相談に来るわけだから親身になって相談に乗るということをやっぱりやってもらわないといけないんじゃないかと思えますけれども、そういう点はどういうふうに考えておられるのか。これ誰にしようかな、総務部長行きますか。

○議長（吉村裕之君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） ただいま八尾議員からは、AI、チャットボットのことだと思えます。自動で応答してくれるシステム。うちのホームページでも一部取り入れしておりますけれども、利用する側にとりましたら24時間いつでも聞くことができる、そういった関係もございます。あとはどう答えるかにつきましては、基本的には町のほうが聞かれたらこう答えるというふうに準備をしておきますので、そこがどうかということだと思います。機械的に答えるという部分もありますし、それが全て駄目だとは言いませんけれども、八尾議員おっしゃるようにやっぱり対面で電話とかも含めてですけれどもやりとりをする必要というのはやっぱり残ってくると思えますので、そこはやっぱりすみ分けはしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） あえて言うておきますけれども、難しい住民の方もおられるから職員は我慢して聞いて、そうですね、おっしゃるとおりですわと言いながら調子を合わせながら相手の妥協点を探るとことは十分にやっていただきたらと思えます。奥のほうで栗山さんうなずいておられますけれども、たしか税金の話でやりましたわな、そんなことを栗山さんとね。苦労も多いけれども、喜びも多い仕事なわけだから地方公務員としてのやっぱりプライドをこの際しっかり認識していただいて、引き続き業務に励んでいただきたいと思えます。

4番目に行きます。

4番目は初めて出ましてね、私も青木議員が理事で、笹井議員が監査だからどの会社が出ているんですかと実は聞きたくて聞きたくてうずうずしてたんですけれども、1回も聞きませんでしたよね。オープンになるまで1回も僕は聞いてません、とにかく。出てきた会社がこれこれの会社でございました。町が乗り出さないとまとまりがつかないんだということを町長が一生懸命言っておられるわけです。これどうなっているのかよく分からないんですね。例えばこの中には、広陵町の商工会の会長を出しておられる会社もあるんですな。それから古くからここに根を張って事業を営んでおられる会社が多いわけですよ。だからお互い、おいおい、どうするでと。ここ準工業地帯だからもう少し手狭になってきたし、事業を拡張したいものだから何とか協力してもらえないだろうか。僕はよく分かりませんが、これまでそういうことをやろうとして失敗してきたと。失敗してきたときは何か失敗する理由があるんですって。それを乗り越えないとやっぱりうまくいかないと思えますね。だから、もうけが出たら皆さんで分けられたらいいし、しかし損が出たら役場に損害を与えるようなことはしないほうがいいんじゃないですかと、ごく簡単な議論を私たちはこれまでやってきたわけです。民間でやろうとして失敗した根本的な原因は何だと思っておられるんですか、理事。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼事業部長（中川 保君） 民間でこの全体の区域を開発しようという話は、町のほうから相談させていただいたときにやはりなかなかまとまらないという回答を頂いていますので、実際のところ、その動きというのはなかったと思えます、皆さんでやろうというのは。ただ、区域で限って開発会社がどうですかという声がかかったというのは地権者の方からは聞いております。ですので、町長の答弁にもございましたように、民間的にはやはり農地だけを切り取って住宅開発するというのが合理的なもうかる手法だったんじゃないかなと思えます。ただ、それは町としては非常にもったいない。準工業地域というのはなかなか西校区のほうにもありますけれども住宅になってしまったということもございましたので、周辺住宅も建ってますけれども、まだ可能性があるということで町で工場用地の造成をしようという提案をさせてもらったわけで、なぜできなかったかというのはやはりそういう部分で難しい、採算性の面で難しいというところがあったと思えます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君）　こういう公の場で本当のことを言えと言われても言いにくいところがありますわな。相互の仲が悪かったんちゃいますかと言いたいかもしれないけど、それは言いにくいですね。だけど、起業家としてやっぱり自分のところだけがもうかるんと違って、町全体の企業が稼げるようになるようにするということがあって起業家としてやっぱり考えてもらわないといけない話なんだから、それは粘り強くやる必要があるし、極論ですけど、そういう相談がまとまらないという地域だということになると、地域の人たちが協働で進めるまちづくりにはならんのと違うかなと、こう思うんですけども、町が段取りしてくれたんやと、条件がよくてよかったわということだけに残ってしまうんじゃないかというふうに思いますけれども、これは広陵町の産業の振興という視点から見て、どれくらいの位置を持つ仕事になるんですか。どういう位置づけになりますか。

○議長（吉村裕之君）　中川理事！

○理事兼事業部長（中川　保君）　広陵町の産業全体を刺激してくれるんじゃないかと私は期待しています。というのは、企業を拡大したいと考えられている町内の企業が計画的に拡大できたということで、地元ですごく密着している企業が業務を拡大できるということになったので、そこは非常に従業員の方も町内に住まわれている方も多いですし、関連企業もございますので、そういう意味で箬尾地域だけでなく、広陵町全体にとってメリットがあるというふうに考えております。

○議長（吉村裕之君）　八尾議員！

○14番（八尾春雄君）　以前に私、この議会でもし赤字になった場合に三役は個人の不動産を処分してでも赤字の穴埋めに使う気あるのかと質問して、皆、嫌やと言うて、そういうふうに言った経緯があります。だからもうここまで来ているわけだから成功させる以外にないんですよ。僕は好ましいと思いませんけれども、ちゃんとやっぱり起業家の立場も理解をし、それから農地をかうていただいた農家の方は喜んでますよ。しかし、その範囲から外れちゃった農家の人は、うーんとか言うてうなっている声もあるんですけど。だからそこら辺り住民の中で亀裂が生じないようにやっぱり相手の気持ちを慮った仕事を進めてほしいなということを述べて終わります。

○議長（吉村裕之君）　以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。（20242字）